

～定例記者会見資料～

題 名： 中津市企業立地促進条例の制定について

日 時：

場 所：

近年の進出希望企業のニーズや経済情勢、また、これまでと異なる産業分野の進出も視野に入れ、戦略的に企業誘致を進めていくためには、近隣市町に対抗し得る優遇制度の制定が必要となっています。このため、3月議会において以下の内容とする「中津市企業立地促進条例（案）」を提出します。なお、本条例は、現在の「中津市事業所等育成条例」を全部改正したものとなっています。

◇本条例案の主な内容

(1) 助成の対象企業となるための指定要件の緩和

①新設等に伴う新規雇用従業者数の緩和

新設 5人→3人

増設・移設 2人→1人

※新設に係る新規雇用従業者については、中津市内に住所を有していれば可

(2) 助成措置の拡大

①固定資産税に対する助成【継続】

②設備投資額に対する助成【新規】

③用地取得費に対する助成【新規】

④新規雇用者に対する助成【新規】

⑤土地及び建物の賃借料に対する助成【新規】

(3) コールセンター業等に対する助成措置を新規策定

①指定要件については設備投資額を除外

②短時間労働者も指定要件、助成措置ともに対象とする

※詳細別紙資料参照

説明者： 企業誘致・港湾課長 釘田 裕樹

担当課： 企業誘致・港湾課

連絡先： 0979-22-1111（内線422）

中津市企業立地促進条例の概要資料

◇主な改正点及び改正内容

(1) 助成対象となる企業の指定要件の緩和

◇指定要件の比較表（製造業等）

区 分		現状（事業所等育成条例）	改正（案）
設備投資額	新設	3,000万円以上	3,000万円以上
	増設	3,000万円以上	3,000万円以上
雇用従業者数 （新規雇用者数）	新設	3人（市外企業5人）	3人以上
	増設	2人以上	1人以上
指定要件における雇用 従業者の定義	新設	1.本市に住所を有する者 2.新設に伴い新たに雇用された者 3.短時間労働者でない者	1.本市に住所を有する者 2.短時間労働者でない者
	増設	1.本市に住所を有する者 2.増設に伴い新たに雇用された者 3.短時間労働者でない者	1.本市に住所を有する者 2.増設に伴い新たに雇用された者 3.短時間労働者でない者

【説明】

主な改正点

1. 指定要件における雇用従業者数（新規雇用者数）の緩和
2. 指定要件における雇用従業者（新規雇用者）の定義の緩和

◇情報通信関連・オフィス事務業の立地の指定要件【新規】

区 分		改正（案）
設備投資額	新設	無
	増設	無
新規雇用従業者数	新設	10人以上（短時間労働者可）
	増設	5人以上（短時間労働者可）

【説明】

コールセンター業等、企業進出するのに設備投資があまり掛からない企業、また子育て世代の雇用の創出が図られる企業について指定要件を緩和。

(2) 優遇措置の改正

◇助成措置の比較表（製造業等）

区 分	事業所等育成条例（現状）	改正（案）
固定資産税に対する助成	固定資産税相当額の助成 助成期間 3 年間	固定資産税相当額の助成 助成期間 3 年間
設備投資額（建物等）に対する助成		設備投資額の 10/100 限度額 3,000 万円
用地取得費に対する助成		用地取得費の 30/100 限度額 5,000 万円
新規雇用従業者に対する助成		新規雇用従業者×20 万円 限度額 2,000 万円
土地及び建物賃借料に対する助成		賃借料の 30/100 限度額 300 万円/年度（3 年間）

【説明】

設備投資に対する助成、用地取得費に対する助成、新規雇用者に対する助成、土地及び建物の賃借料に対する助成を追加

◇情報通信関連・オフィス事務業の助成措置【新規】

区 分	改正（案）
新規雇用従業者等に対する助成	新規雇用従業者×20 万円 新規雇用短時間従業者×20 万円 限度額 2,000 万円
土地及び建物賃借料に対する助成	賃借料の 1/2 限度額 300 万円/年度（3 年間）

【説明】

コールセンター業等については、短時間労働者も新規雇用従業者に対する助成の対象とし、土地及び建物の賃借料に対する助成率を 1/2 とする。